

令和元年11月第1回亙理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和元年11月14日第1回亙理町議会臨時会は、亙理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 々 木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐 々 木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 々 木 人 見

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会広報常任委員の選任
- 日程第 9 議長の常任委員の辞任
- 日程第 10 議会運営委員の選任
- 日程第 11 大震災復興支援特別委員会の設置について
- 日程第 12 亘理名取共立衛生処理組合議会議員選挙
- 日程第 13 亘理地区行政事務組合議会議員選挙
- 日程第 14 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第 15 提出議案の説明
- 日程第 16 議案第 93 号 監査委員の選任について
- 日程第 17 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亘理町一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 18 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 19 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 20 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 21 報告第 25 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 22 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

事務局長（西山茂男君） おはようございます。事務局長の西山でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の佐藤 實議員をご紹介します。

臨時議長（佐藤 實君） ただいま紹介されました佐藤 實でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

議会開会に先立ちまして、この際、議員各位並びに当局者の自己紹介についてお諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけでございますが、初対面の方もございますので、ここで行政区名、職業、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（佐藤 實君） 異議がないようでございますので、それではただいまより自己紹介をすることにいたします。

まず、私から自己紹介をいたします。

荒浜地区の箱根田東区に住んでおります佐藤 實でございます。どうぞよろしくお願ひします。

では、1番議員から順次お願ひいたします。

- 1 番（小野一雄君） 小野一雄であります。住まいは亙理町下茨田南区であります。職業は無職であります。よろしくお願ひします。
- 2 番（鈴木邦彦君） おはようございます。鈴木邦彦でございます。祝田西地区に住んでおります。よろしくお願ひいたします。
- 3 番（高野 進君） 祝田西、通称七曲地区でございます。高野 進でございます。職業は会社役員でございます。以上、よろしくお願ひいたします。
- 4 番（結城喜和君） 逢隈中泉の結城喜和と申します。職業は農業でございます。どうぞよろしくお願ひします。

- 5 番（安藤美重子君） 吉田南長瀬区に住んでおります安藤美重子と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 6 番（大槻和弘君） 逢隈の行政区早川に住んでおります大槻和弘でございます。よろしく願いいたします。
- 7 番（鈴木秀一君） 鈴木秀一でございます。行政区が北新町、鹿島新町になります。職業はインターネット関係のコンサルティングを行っております。よろしく願いいたします。
- 8 番（小野明子君） おはようございます。下茨田北地区の小野明子と申します。よろしく願いいたします。
- 9 番（佐藤邦彦君） 佐藤邦彦であります。新井町地区41番地に居住しております。よろしく願いいたします。
- 10番（木村 満君） 木村 満と申します。箱根田東地区に住んでおります。よろしく願いいたします。
- 11番（森 義洋君） 森 義洋でございます。行政区は祝田東でございます。コントラクトフードビジネスの会社役員を務めております。以上でございます。
- 12番（渡邊健一君） 渡邊健一でございます。行政区は逢隈の下郡です。よろしく願いいたします。
- 13番（澤井俊一君） おはようございます。澤井俊一です。祝田西3人目、祝田では4人目になります。よろしく願いいたします。
- 14番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤正司でございます。荒浜鳥屋崎区に住んでおります。どうぞよろしく願いいたします。
- 15番（鈴木高行君） おはようございます。鈴木高行です。住んでいるところは浜吉田駅前です。よろしく願いいたします。
- 17番（熊田芳子君） 南町北地区の熊田芳子です。よろしく願いいたします。
- 18番（鈴木邦昭君） 行政区は旭台サニータウンでございます。鈴木邦昭です。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長（佐藤 實君） 議員の自己紹介が終わりました。

続いて当局の自己紹介をお願いいたします。

まず、町長、副町長、教育長の順をお願いいたします。

町 長（山田周伸君） おはようございます。亘理地区、行政区は中町に住んでおります。

山田周伸でございます。どうぞよろしく申し上げます。

副町長（三戸部貞雄君） おはようございます。副町長の三戸部貞雄でございます。行政区は館南上区でございます。今後ともよろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

教育長（奥野光正君） おはようございます。10月1日から教育長をしております奥野光正と申します。行政区は新町南でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（佐藤 實君） これからは、事務局長より紹介を申し上げます。

事務局長（西山茂男君） それでは、私から前列中央からご紹介申し上げます。

佐々木人見総務課長兼選挙管理委員会書記長でございます。

総務課長兼選挙管理委員会書記長（佐々木人見君） 佐々木と申します。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 南條守一教育次長兼学務課長でございます。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 南條です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局長（西山茂男君） 齋 義弘商工観光課長でございます。

商工観光課長（齋 義弘君） 齋です。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 大堀俊之企画財政課長でございます。

企画財政課長（大堀俊之君） 大堀です。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 片岡正春生涯学習課長でございます。

生涯学習課長（片岡正春君） 片岡です。どうぞよろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 佐藤育弘福祉課長でございます。

福祉課長（佐藤育弘君） 佐藤でございます。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 都市建設課、袴田英美課長でございます。

都市建設課長（袴田英美君） 袴田です。よろしく申し上げます。

事務局長（西山茂男君） 齋藤輝彦施設管理課長でございます。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 齋藤です。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 菊地邦博会計管理者兼会計課長でございます。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） 菊地です。よろしく申し上げます。

事務局長（西山茂男君） 山田勝徳農業委員会事務局長でございます。

農業委員会事務局長（山田勝徳君） 山田です。よろしくお願いたします。

事務局長（西山茂男君） 菊池広幸農林水産課長でございます。

農林水産課長（菊池広幸君） 菊池です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長（西山茂男君） 川村裕幸上下水道課長でございます。

上下水道課長（川村裕幸君） 川村です。よろしくお願ひいたします。

事務局長（西山茂男君） 橋元栄樹子ども未来課長でございます。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 橋元です。よろしくお願ひいたします。

事務局長（西山茂男君） 齋藤 彰健康推進課長でございます。

健康推進課長（齋藤 彰君） 齋藤です。よろしくお願ひいたします。

事務局長（西山茂男君） 佐々木 厚税務課長でございます。

税務課長（佐々木 厚君） 佐々木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長（西山茂男君） 関本博之町民生活課長でございます。

町民生活課長（関本博之君） 関本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局長（西山茂男君） 私、議会事務局長の西山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

臨時議長（佐藤 實君） 以上をもちまして、自己紹介を終わります。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願ひます。

ただいまより令和元年度11月第1回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、町長から発言の申し出がありますので、この際これを許可いたします。

町長。

〔町長 山 田 周 伸 君 登壇〕

町 長（山田周伸君） 本日、ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えいたしまして、第1回互理町議会臨時会を開会する運びとなり、謹んでご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、このたびの互理町議会議員一般選挙におきまして、町民の衆望を担い厳しい選挙に勝ち抜かれご当選の栄に浴されましたことに、心からお祝いを申し上げます。また、本日ここに初議会を開催する運びになりましたことは町政の推進、振興の上でまことにご同慶の至りにたえない次第であります。

議員各位におかれましては、これからの4年間は町民の選良としまして、本町の発展と3万3,500有余町民の福祉の増進、さらには東日本大震災からの復興完遂に向けて、格別なるご協力とご尽力、そしてご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

私といたしましても、昨年5月に亙理町長に就任したわけですが、私の基本理念であります豊かな心があふれる亙理を推進するために、職員と一丸となって誠心誠意全力を挙げて町政運営に取り組んでいるところでございます。

そのような中におきまして、先月10月12日から13日にかけて接近しました台風19号、さらにはその後のたび重なる大雨によりまして、本町においては床上浸水等の被害が発生しており、被害に遭われました町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

また、角田市や丸森町といった近隣の自治体においては、河川氾濫等により甚大な被害が生じており、被災された方々、大切なご家族を亡くされましたご遺族に、この場をおかりしまして謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

東日本大震災以降、全国各地において大規模な災害が多発しており、私といたしましては、安心安全、災害に対する日ごろの備えの重要性について改めて強く認識したところであり、このたびの台風等においても、被害を最小限にとどめ災害を未然に防ぐために災害対策本部を立ち上げ、昼夜を問わずさまざまな対応を行い、被災箇所につきましては早期復旧に向けた災害復旧事業に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、さらに安心安全、災害に強いまちづくりの実現のため、職員と一丸となって鋭意努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました災害への備えはもちろん、昨今の地方を取り巻く環境につきましても、議員各位もご承知のとおり、今後さらに進展するであろう少子高齢化や地方の存続に大きな影響をもたらす人口減少といったとても大きな課題を抱えております。やはり、にぎわいやなりわいをもたらすのは人であり、これらの課題に的確に対応し、歯どめをかけることが何よりも大切であると考えているところでございます。

そのためにも、安心安全な子育てしやすい環境の整備や教育環境のさらなる充実、また産業の振興による地域経済の活性化、さらには東日本大震災からの復興完遂に取り組むことで、町民一人一人がまちづくりの主役となり、心の豊かさを

実感され、先人が育てこられた歴史ある亙理町をこれまで以上に発展させ、魅力を感じさせることができるよう町政を運営していかなければならないと考えております。

議会と執行部はよく車の両輪に例えられますが、ともに連携し、そしてお互いに切磋琢磨をしながら同じ方向に向かって進むことが亙理町のさらなる発展につながるものと確信しており、私も引き続き努力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましても今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、このたびのご当選を心よりお喜び申し上げますとともに、議員各位におかれましてはますますご健勝でご活躍されますよう祈念申し上げ、挨拶にさせていただきます。

議員の皆様、まことにめでとうございます。

臨時議長（佐藤 實君） 町長の発言が終わりました。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（佐藤 實君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（佐藤 實君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙に先立ち、議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明は、演壇において1人5分以内で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

ただいまから、議長を志す議員の所信表明を行います。

所信表明を行う議員は挙手願います。鈴木高行議員。

〔15番 鈴木高行君 登壇〕

15番（鈴木高行君） 15番鈴木高行です。議長選挙に当たり、立候補の所信表明を申し上げます。

地方分権の時代にあって、二元代表制の一翼を担う議会は、今回の選挙で選ばれた18名の議員で構成されるわけであります。議会は、その持てる権能を発揮することを町民の方々は求めております。また、期待もしています。

改選前までの議会は、町民との意見交換や議会の活性化では、そしてみずからの創意工夫がまだまだ実行に移されていないのではないかと考えます。なぜなのかと。それは、自分も含めて議員の資質に問題があると考えます。みずからの知識不足、情報不足、発言力不足等がみずからの研さんが足りないというような要因であります。

私はこれらを解消するため、議員間討議の機会をふやし、各議員が施策に対し疑問のある場合、町民からの情報や意見、他市町との相違があるなど、それぞれが自分で解決できない事案を全員協議会等で議論をし、または各常任委員会で議論をし討議する機会を多くつくって議会の合意形成を図り、町政に政策提言できる議会活動に努めます。

また、町民の情報を収集する機会として議会基本条例にもある町民との懇談会を実施し、真に町民の意見、要望に沿った亘理町議会を目指し、議会運営に努めてまいりますので、ぜひ各議員のご支持をお願いいたし、所信表明といたします。よろしく申し上げます。

臨時議長（佐藤 實君） ほかに所信表明を行う議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（佐藤 實君） ないようですので、私が所信表明を行います。

〔16番 佐藤 實君 登壇〕

16番（佐藤 實君） 議長選挙に立候補するに当たり、所信表明を行います。

私の立候補する目的を申し上げます。多様化する住民のニーズに応えられるよう、執行機関と議会が一体となって本町の発展と住民福祉の向上を目指す、要するに議会と執行部は両輪のごとくとありますが、軌道修正も必要になるときもございませぬ。そのことを考えながら、職員の皆さんと一緒にあって議会も行動していかなければならないと思ひます。

議員の皆様も、今回の選挙で町民の皆様にもいろいろとお訴えし、当選されたと思

います。我々は常に町民目線で活動し、亘理町に住んでよかった、住んでみたい町を目指し、そして安全安心なまちづくりをしていかなければならないと思っております。議会全体の課題として取り組み、今後につなげ、議員一人一人が提言をしていけば、開かれた議会、また議会改革にもつながっていくように持っていられると思います。議論、討論は徹底してやっていただきたい。お互いに責任のある行動をとり、最後には結論に達するように調整していかなければならないと考えております。

これまで、先人である議会の先輩が培ってきたよいことは継続し、改革すべきところは改善し議会改革をやっていく、まずはやれることからやっていかなければならないと思います。議会基本条例にしても施行後7年半が経過しております。見直しや改善すべきところは直していく。我々にいただいた任期4年間のかじ取り役を私にさせていただきたいと、かように考えております。

重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、所信表明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長（佐藤 實君） 私の所信表明が終わりました。

以上で議長選挙に係る所信表明を終了いたします。

それでは、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

本会議場を閉鎖します。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

臨時議長（佐藤 實君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 小野一雄議員及び2番 鈴木邦彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記 投票用紙配付〕

臨時議長（佐藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（佐藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔局長 投票箱点検〕

臨時議長（佐藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

〔局長 氏名点呼 投票〕

臨時議長（佐藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（佐藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 小野一雄議員及び2番 鈴木邦彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

臨時議長（佐藤 實君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロでございます。有効投票のうち、鈴木高行議員 5票、私、佐藤 實 13票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、よって、私、佐藤 實が議長に当選いたしました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

〔議長 佐藤 實君 登壇 当選承諾挨拶〕

議長（佐藤 實君） 今の選挙の結果、不肖私、佐藤 實が議長に当選いたしました。議長当選に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、選挙におきまして名誉ある亘理町議会議長という大任を仰せつかりました。その責任の重さを今ひしひしと感じているところでございます。もとより微力ではございますが、当局とは一線を画しながらも議会の機能を十分に果たし、新たなまちづくりに向け町民の皆さんの負託に応えられる、そのような議会にしていきたいと考えております。新たなまちづくりに向け町民の皆さんの負託に応えられる、そしてその議会の推進を担っていくに当たり、誠心誠意取り組む

決意でございます。

よりよいまちづくりのために議員各位のご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議長就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

臨時議長（佐藤 實君） これで臨時議長の職務は終わりました。

議長（佐藤 實君） これからの議事は、既に配付してある議事日程に従って進めてまいります。

なお、説明員として出席通知のありました者の名簿をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第3 副議長の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長選挙に先立ち、副議長を志す議員の所信表明を行います。所信表明は、演壇において1人5分以内で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

ただいまから、副議長を志す議員の所信表明を行います。

所信表明を行う議員は挙手願います。鈴木邦昭議員、登壇。

〔18番 鈴木邦昭君 登壇〕

18番（鈴木邦昭君） このたびの副議長選挙に立候補させていただきます鈴木邦昭でございます。立候補に当たり、心新たに所信を述べさせていただきます。

今、本町では人口減少、少子高齢化、その進行によって税や社会保障における負担の増大、地域社会における活力の低下など、大変深刻な問題を抱えているというのが本町の現状ではないかと、このように思います。

このような中、私たち互理町議会は、本町の発展と町民福祉の向上のため、町の実情に即した最良の結果を導き出す使命がある、そして地方公共団体の意思決定機関としてその機能を十分に果たしていかなければならないと、私はこのように思います。また、議会は、町民の皆様を代表する唯一の決定機関である、そうい

ったことから、公正性・透明性を確保しながら、開かれた議会、そして議会改革を目指していかなければならないと思います。

そこで、私はこの議会改革について一言述べさせていただきます。現在、どこの議会でも議会改革、議会改革という声を耳にいたします。そしてまた、本町でも議会改革は絶え間ない取り組みが必要ではないかと、このように思うわけがございます。どこまで終わるといようなものではないと、このように思います。

議会改革の基本は、皆様ここに出席されている皆様、議員一人一人の意識の改革、これが議会改革の基本ではなかろうかと私はこのように思います。そして、亘理町民皆様の声を行政に生かせるように、議会の構造やその考えを変えていく取り組みをしていかなければならない、このように思うわけがございます。私たちの顔も皆様一人一人違うように、一人一人さまざまな意見があると思います。しかし、議会として合意形成を図り、よりよい結論を一つ一つ導き出しながら、議会改革の充実に誠心誠意、私は努めていく覚悟でございます。

また、2011年3.11東日本大震災、あれから8年8カ月が過ぎたわけでございますけれども、亘理町も被災地でございます。本町の復興状況は約95%以上完了という話でございますけれども、被災されました方々の心の復興はまだまだ復興完了にはほど遠いと、私はこのように思います。

先日、私は被災者の方とお話をした中で、その方はこういうことを言っておりました。「夜、布団の中に潜って寝ていると、家を流されたこと、友人知人が流されたこと、亡くなったことを思い出すと、いまだまだ涙が出るんです」という声をお聞きいたしました。これからも、私たち議員は被災者に寄り添いながら、亘理町の復興完了を目指していかなければならないと、私はこのように思います。

また、今後の議会運営に当たりましては、各議員の皆様と意思疎通を図り、自由闊達に議論のできる環境を築きながら、円滑な議会運営ができるよう、議長を全力で支え、そして一体となって副議長としての職務を務めさせていただきます。

以上、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員の所信表明が終わりました。

ほかに所信表明を行う議員はおりませんか。佐藤正司議員。

〔14番 佐藤正司君 登壇〕

14番（佐藤正司君） 14番佐藤正司でございます。副議長選挙に先立ちまして、私の所信

表明を述べさせていただきます。

今日の社会情勢は、急速な人口減少、少子高齢化の進展により、社会、経済、地域、持続可能な地盤を揺るがすような事態となっており、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など、深刻な社会構造の問題を抱えております。亘理町も緩やかではございますが人口減少が始まっており、高齢化率も30%を超え、課題も多くあります。

このような中、私ども町議会は、町政発展と町民福祉向上のため、本町の実情に即した最良の結果を出す使命があります。地方公共団体の意思決定機関としてその機能を十分に果たしていかなければなりません。また、議会は、町民皆様を代表する唯一の決定機関であることから、公正・透明性を確保し、開かれた議会を目指していかなければならないと考えております。

そこでまず、町民の皆様の意見を町政に反映できるように、現在行われております各常任委員会、所属各種団体との意見交換会を初め、議会基本条例に規定されております議会懇談会のさらなる充実を目指してまいります。また、議会基本条例を規範として、議員間の討議を重視し、議員各位の意見を尊重できる環境づくりを目指してまいりたいと、議会改革に努めてまいりたいというふうに考えております。そして、副議長としてしっかりと議長を補佐し、公平・公正な議会運営を図るとともに、闊達な議論の展開により、議会が町民の皆様に身近に感じ、厚い信頼が得られますよう全力を尽くしてまいりたいと思います。

令和という新しい時代の幕開けとともに、本町では笑顔広がる交流の広場、新役場庁舎が完成し、令和2年1月6日に業務開始がされ、新生亘理の新たな一歩を踏み出すこととなります。今後、私も被災者の一人として、復興完遂に努力をし、町民の皆様が一層亘理に愛着と誇りを持って、住んでよかった、住み続けたいまちづくりに取り組んでまいります。

どうか、議員各位のご理解とご支持をよろしくお願いを申し上げまして、所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員の所信表明が終わりました。

ほかに所信表明を行う議員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なしと認めます。

以上で副議長選挙に係る所信表明を終了いたします。

それでは、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

本会議場を閉鎖いたします。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（佐藤 實君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 高野 進議員及び4番 結城喜和議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（佐藤 實君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔局長 投票箱点検〕

議長（佐藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番 高野 進議員及び4番 結城喜和議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（佐藤 實君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロ票です。有効投票のう

ち、鈴木邦昭議員 12票、佐藤正司議員 6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、鈴木邦昭議員が副議長に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（佐藤 實君） ただいま副議長に当選されました鈴木邦昭議員が本会議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました鈴木邦昭議員を紹介いたします。副議長、登壇。

〔副議長 鈴木邦昭君 登壇 当選承諾挨拶〕

副議長（鈴木邦昭君） このたび、議員各位のご推挙によりまして副議長に就任いたしました鈴木邦昭でございます。

職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。これからは、議長を補佐しながら一生懸命務めさせていただきます。議会運営につきましては、亘理町民の皆様に議会の信頼を受け、ご協力をいただきながら一生懸命働いてまいります。

簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前 11時00分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議席の指定

議長（佐藤 實君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

なお、先例に従い、議長の議席を最終番、副議長の議席を最終2番として、お手元に配付いたしました議席表のとおり議席を指定いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 小野一雄議員、2番 鈴木邦彦議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第6、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第7 常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務常任委員には、大槻和弘議員、渡邊健一議員、澤井俊一議員、鈴木高行議員、熊田芳子議員、佐藤 實、以上の6名。

産業建設常任委員には、小野一雄議員、鈴木邦彦議員、結城喜和議員、鈴木秀一議員、木村 満議員、鈴木邦昭議員、以上の6名。

教育福祉常任委員には、高野 進議員、安藤美重子議員、小野明子議員、佐藤邦彦議員、森 義洋議員、佐藤正司議員、以上の6名をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定い

たしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。また、議会広報常任委員会委員をあわせて選出願います。

委員会の招集場所は、総務常任委員会は2階小会議室、産業建設常任委員会は中央大会議室、教育福祉常任委員会は中央小会議室においてお願いいたします。

再開は1時20分といたします。休憩。

午後 1時01分 休憩

午後 1時40分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任がされましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に熊田芳子議員、同じく副委員長に澤井俊一議員。

産業建設常任委員会委員長に木村 満議員、同じく副委員長に鈴木邦彦議員。

教育福祉常任委員会委員長に森 義洋議員、同じく副委員長に小野明子議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第8 議会広報常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第8、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、佐藤邦彦議員、鈴木秀一議員、木村 満議員、澤井俊一議員、大槻和弘議員、鈴木邦昭議員、以上の6名をそれぞれ指名いたしました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、中央大会議室においてお願いいたします。

再開は14時05分といたします。それでは休憩。

午後 1時43分 休憩

午後 2時02分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会広報委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。

議会広報常任委員会委員長に大槻和弘議員、同じく副委員長に鈴木秀一議員、以上のとおり選任されました。

日程第9 議長の常任委員の辞任

議長（佐藤 實君） 日程第9、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

本件は一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

〔議長 退場、副議長 議長席に着く〕

副議長（鈴木邦昭君） 議長と交代いたしましたが、引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木邦昭君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

〔副議長 自席に、議長 入場し議長席に着く〕

議長（佐藤 實君） この際、議会運営委員選任のため、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。では、このまま休憩に入ります。休憩。

午後 2時05分 休憩

午後 2時06分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議会運営委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第10、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、佐藤邦彦議員、結城喜和議員、澤井俊一議員、熊田芳子議員、木村 満議員、森 義洋議員、大槻和弘議員、以上の7名を議会運営委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、中央大会議室においてお願いいたします。

再開は午後2時25分といたします。休憩。

午後 2時08分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に佐藤邦彦議員、同じく副委員長に結城喜和議員、以上のとおり選任されました。

日程第11 大震災復興支援特別委員会の設置について

議長（佐藤 實君） 日程第11、大震災復興支援特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

災害復旧、復興支援に関する調査について、前任期に引き続き、議長を除く委員17名をもって構成する大震災復興支援特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、災害復旧、復興支援に関する調査については、議長を除く委員17名をもって構成する大震災復興支援特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終わるまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に大震災復興支援特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、隣の2階小会議室においてお願いいたします。

再開は2時40分といたします。休憩。

午後 2時23分 休憩

午後 2時39分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、大震災復興支援特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

大震災復興支援特別委員会委員長に小野一雄議員、同じく副委員長に佐藤正司議員、以上のとおり選任されました。

日程第12 亘理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第12、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖いたします。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（佐藤 實君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 安藤美重子議員、6番 大槻和弘議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（佐藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔局長 投票箱点検〕

議長（佐藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番 安藤美重子議員、6番 大槻和弘議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（佐藤 實君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロ票です。有効投票のうち佐藤邦彦議員 4票、大槻和弘議員 4票、森 義洋議員 4票、佐藤正司議員 3票、鈴木高行議員 1票、小野一雄議員 1票、鈴木邦彦議員 1票、以上7名のうち、佐藤正司議員までの上4名の方が当選されました。

投票数を省略して、当選者、佐藤邦彦議員、大槻和弘議員、森 義洋議員、佐藤正司議員、以上、互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（佐藤 實君） ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました佐藤邦彦議員、大槻和弘議員、森 義洋議員、佐藤正司議員、本会議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第13 互理地区行政事務組合議会議員の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第13、互理地区行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖いたします。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（佐藤 實君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 鈴木秀一議員、8番小野明子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（佐藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔局長 投票箱点検〕

議長（佐藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番 鈴木秀一議員及び8番 小野明子議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（佐藤 實君） 選挙の結果の報告をいたします。

投票総数 18票、うち有効投票 18票、無効投票 ゼロ票です。有効投票のうち、鈴木邦昭議員 4票、木村 満議員 4票、澤井俊一議員 4票、小野一雄議員 3票、熊田芳子議員 1票、渡邊健一議員 1票、高野 進議員 1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、鈴木邦昭議員、木村 満議員、澤井俊一議員、小野一雄議員が亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（佐藤 實君） ただいま亙理地区行政事務組合議会議員に当選されました鈴木邦昭議員、木村 満議員、澤井俊一議員、小野一雄議員が本会議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第14 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第14、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

本会議場を閉鎖いたします。

〔書記 議場の鍵を閉める〕

議長（佐藤 實君） ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 佐藤邦彦議員及び10番 木

村 満議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（佐藤 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔局長 投票箱点検〕

議長（佐藤 實君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔局長 氏名点呼 投票〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番 佐藤邦彦議員及び10番 木村 満議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔局長が開票し、立会人が確認〕

議長（佐藤 實君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、うち有効投票 17票、無効投票 1票です。有効投票のうち、熊田芳子議員 12票、鈴木高行議員 4票、高野 進議員 1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、熊田芳子議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

本会議場の閉鎖を解きます。

〔書記 議場の鍵を開く〕

議長（佐藤 實君） ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました

熊田芳子議員が本会議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により
当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時40分といたします。休憩。

午後 3時19分 休憩

午後 3時37分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第15、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 本日、第1回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には
何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案1件、承認4件及び報告1
件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第93号「監査委員の選任について」につきましては、今回の町議会
議員の改選により、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから監
査委員を選任する必要が生じたので、その選任につき同意を求めるものであ
ります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町一般会計
補正予算（第4号））」につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて接
近した台風19号の影響による災害復旧事業等の実施に当たり補正予算の必要が生
じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億903万6,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億7,201万7,000円としたものであ
ります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町公共下水

道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害関連事業の実施に当たり補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,857万9,000円としたものであります。

承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害対応業務の実施に当たり補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億618万6,000円としたものであります。

承認第11号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害対応業務の実施に当たり補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,157万9,000円としたものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第25号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度互理町立互理小学校空調設備改修工事（繰越）において、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和元年10月17日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第16 議案第93号 監査委員の選任について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第93号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、安藤美重子議員の退場を求めます。

〔5番 安藤美重子君 退場〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第93号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

亙理町監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、亙理町長瀬字河原45番地。氏名、安藤美重子。生年月日、昭和26年2月23日。

監査委員については、地方自治法第195条の規定により設置することとされており、市町村においては2名の監査委員を置くと定められております。また、同法第196条において、1名は議員のうちから選任し議会の同意を得ることとなっております。

監査委員の職務については、議員の皆様もご承知のとおり、地方自治法第199条の規定によりまして、町の財務に関する執行及び町における各種事業の経営管理について監査するほか、事務の執行についての検査権を持つ重要な職務であります。

それでは、経歴等について概略を申し上げます。

本籍住所とも、亙理町長瀬字河原45番地。氏名は、安藤美重子。生年月日は、昭和26年2月23日です。

経歴につきましては記載のとおりでございますが、昭和46年3月に秋田短期大学商経科を卒業され、昭和51年6月から日幸電機株式会社に勤務され、その間経理課主任として出納業務、会計業務等の分野においてご活躍された方であり、その豊富な経験は監査委員として最適任と考えるところであります。

また、議員といたしましては、平成15年4月の一般選挙で初当選されまして、今回で5期目に入ったわけでございますが、その間、議会広報調査特別委員会副委員長、議会活性化調査特別委員会副委員長、総務常任委員会委員長、亙理地区行

政事務組合議会議員の職務を歴任され、平成23年11月には議会の同意をいただき町監査委員に選任され現在に至っておる方でございますので、この議案につきまして議員皆様のご賛同を得まして同意くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第93号 監査委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第93号 監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

議案第93号の採決が終わりましたので、安藤美重子議員に入場していただきます。

〔5番 安藤美重子君 入場〕

日程第17 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町一般会計補正予算（第4号））

議長（佐藤 實君） 日程第17、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 承認第8号 令和元年度互理町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案書1ページをごらん願います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。令和元年10月15日、令和元年度互理町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規

定により別紙のとおり専決処分としました。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次ページが専決処分書となります。隣の2ページをごらん願います。

専決処分書。令和元年度亙理町一般会計補正予算（第4号）については、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害復旧事業等の実施に当たり補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊でお配りの令和元年度亙理町一般会計補正予算書（第4号）をご準備願います。

それでは、初めに1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億903万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億7,201万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、専決処分書でも申し上げましたとおり、台風19号に係る災害復旧に対応するため、緊急に補正予算を組んだものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、補正予算書の12、13ページをお開き願います。

初めに、2款総務費になりますが、この2款総務費を含め各款にわたり職員人件費を追加補正しておりますが、これは今回の災害対応に係る時間外手当等を追加補正したものでございます。

次に、3款民生費をご説明いたします。

14ページ、15ページをお開き願います。

2項3目細目4保育所管理経費につきましては、燃料光熱水費を30万円追加補正するものですが、これは逢隈上郡の小規模保育施設ゆうき保育園が台風により床上浸水の被害を受けたため、施設を修繕する期間、吉田保育所の仮園舎を貸し出すこととしたため、その貸出期間の燃料光熱水費を予算計上するものでございます。

なお、かかった経費につきましては、後日ゆうき保育園に負担していただくこと

としております。

3項1目細目4災害救助経費につきましては、今回の台風により被災し大規模半壊等と認められた家屋を修繕する場合に、その一部を負担する委託料、さらには災害援護資金貸付金として、合計609万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。

1項5目細目4環境美化推進経費につきましては、台風により発生した災害ごみの処理に係る経費になりますが、稲わら仮置き場受け入れ業務委託料、割山採取場粗大ごみ分別、運搬業務委託料などとして、総額2,737万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費をご説明いたします。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費において、ほ場内に堆積した稲わらをできるだけすき込み処理ができるよう稲わら攪拌機を導入するための稲わら攪拌機導入支援事業補助金のほか、被災した幹線排水路の復旧にかかる事業費の一部を土地改良区に補助する農業用幹線排水路災害復旧事業補助金を合わせ、1,172万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、8款土木費についてご説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。

8款土木費4項2目細目3公共下水道費につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計における台風19号の雨水対策に要した費用に対し、亘理町公共下水道事業特別会計操出金として2,500万円を追加補正するものでございます。

歳出の最後になりますが、11款災害復旧費をご説明いたします。

20ページ、21ページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、農林水産施設の災害復旧と公共土木施設の災害復旧がございしますが、初めに1項1目農林水産施設災害復旧費においては、3目農業施設災害復旧費として農業用排水路等の稲わら撤去・運搬委託料のほか、農業用ため池、農業用排水路の災害復旧工事費として、総額5,562万円を追加補正するものです。

4目林業施設災害復旧費につきましては、大雨によりのり面が崩れた林道一ノ坂

線などの災害復旧に係る委託料及び工事費として、総額1,672万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、公共土木施設の災害復旧関係になります。

22ページ、23ページをお開きください。

2項1目細目3公共土木施設災害復旧費につきましては、鍋倉川を初めとする河川のほか、町道上郡小山線などの町道に係る土砂のしゅんせつ及び復旧工事費として、総額3,332万7,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳出の内容となります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページにお戻り願います。

10款地方交付税及び14款国庫支出金につきましては、台風被害により発生した稲わら等の災害廃棄物処理事業費に対し、その一部を補助金、交付金として受け入れるもので、10款地方交付税につきましては特別地方交付税として2,578万8,000円、14款国庫支出金につきましては災害等廃棄物処理事業費補助金として3,223万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、15款県支出金になりますが、被災者の方が借り入れする災害援護資金貸付金や被災した家屋を修繕するための経費にかかる委託料の原資として、災害援護資金負担金250万円、災害救助費委託金359万5,000円を追加補正するほか、林道一ノ坂線の災害復旧に係る県補助金として630万円を追加補正するものでございます。

最後に、18款繰入金になりますが、繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として財政調整基金を1億3,831万7,000円追加補正するものでございます。

以上で、専決処分いたしました令和元年度亘理町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今回の災害復旧なんですけれども、議会を開く時間がなかったということでこのような補正予算、出てきたわけですが、実際にどのような被災状況だったのか。どこにどのような被害があったのかというような説明は、我々議会選挙があったわけで、すぐにはそういうことは聞けなかったということから、ど

のような被害状況だったのか。

あと、この稲わらの業務委託はどこにしているのか。

あと、この災害復旧なんですけれども、毎年こういう災害があると同じ箇所が災害の場所になっている。毎年同じ復旧やっているとと思うけれども、どうにかこれを復旧しなくてもいいような対策工事というのはできないものかと。毎年同じ箇所やられている、見ていると。どういう復旧工事やっていると、地元の方々も何でこんな毎年同じところやられんだよなど、工事は何やってんだと、そういう苦情が出ていると、そういうことです。どのような工事をやって、起こらないようにするような対策はどうなのかと。

あと、公共ゾーンも含めて公営住宅の団地の調整池、調整池は本当に調整池の役目を果たしていたかと。もうだくだくで歩くのにも困るような状況になっていたんじゃないかと思えますし、本当に調整池としての役目を果たしていたかと思うか思わないかと、この3点について質問します。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、最初に台風19号関係の被害状況について説明させていただきます。

議員ご承知のとおり、12日の夕方といいますか、夜からになって、最終的には12日の午後11時10分に大雨特別警報が発令されたわけでございます。その後、被害状況等について申し上げ、そのときに期間の総雨量が268.5ミリ、1時間で最大が38ミリという状況になっております。

被害状況でございますが、まず人的等被害についてはございませんでしたが、住宅の被害が床上浸水が5件、床下浸水が48件、そのほか風等による被害が13件ほど出ております。それについては罹災証明、被災証明等の申請を受けまして、総務課並びに税務課のほうで調査を行って証明を発行したという状況でございます。

それから、公共施設等の被害関係については、大きなもので申し上げますと、生涯学習課の施設でありますあぶくま公園グラウンドでございますね、そちらのほうで浸水いたしまして、サッカーゴール、野球場のフェンス等全て破損したという状況でございます。あとは、農業施設の関係、質問にもございましたとおり、そういった冠水の関係ですね、稲わらが搬出したというふうな状況になっており

ます。

それから、避難の状況でございますが、避難所を開設して、最終的には最大で避難者が842人の方が中央公民館、それから亘理小学校、亘理中学校等に避難されたという状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 稲わらの委託先ということなのですが、稲わら、予算書を見ていただくと、4款の衛生費でまず稲わらの仮置き場受け入れ業務ということで、こちらにつきましては、今回の農家のほ場に堆積いたしました稲わらを一時集積所のほうに搬入して、その集積所を管理してもらう委託業務でございます。こちらについてはこれから委託先を検討していくわけですが、現在その打ち合わせをさせてもらっているのがシルバー人材センター、そちらのほうで現地の計測ですとか、稲わらの量、そしてトラックからの荷おろしですとか、そして集積というのを現在その業務内容についてシルバー人材センターと協議している最中でございます。

そのほかに、この4款のほうでは、その集まった稲わらに関しまして、業者さんをお願いしましてバックフォーでその管理、集めてもらったり、そういうのも別件といたしますか、シルバーとは別に委託する予定となっております。

そして、11款の災害復旧費のほうの稲わら、こちらに農業用排水路稲わら撤去・運搬業務と、こちらも委託で今回計上しておるものにつきましては、こちらは町管理の排水路、こちらにもたくさん堆積しまして、人力ではちょっと難しいという箇所がございますので、そういう箇所につきましては町内の業者さんをお願いしまして撤去・運搬をしていただいております。この稲わらにつきましては、現在吉田の鳥の海湾の南側のゆうゆう広場、こちらに一応一時的な仮置き場としてそちらのほうに運んでもらっているというのがこちらの委託でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 毎回同じ箇所が被災しているというご指摘についてですけれども、土木災害関係につきましては、今回上げさせていただいている鍋倉川関係が毎回被災しているわけでございますが、今回委託料として上げさせていただいて

いる土砂の撤去、上流から土砂が流れて下流なり狭いところであふれ出して道路にまで土砂が出てしまうということがありましたので、本年度につきましては当初予算のほうで考えさせていただきまして、土砂をためる貯留施設のようなものを整備しようということで現在今入札の手続に入っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 調整池の関係でお答えさせていただきます。

調整池の機能につきましては、本来の機能を発揮はしておりました。ただし、排水先となります岩地蔵なり、鑑川ですね、そちらのほうの水位がどうしても高潮と大潮の関係で水位が上がってしまって排水ができなかったという状況がありまして、申しわけございませんが冠水した地域がございました。そこら辺は調整池の機能とはまた別な問題として捉えております。どうしても排水先がはけないことによりまして、一部の地域につきましては冠水を起こしてしまったという状況にあります。そこら辺は今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今の稲わらの仮置き場の話などをいろいろと聞けば、そこに今暫時仮置き場として置いてあるわけなんですけれども、今後その処理を搬出して、最終的にはどのようにその稲わらが処理されるのか、稲わらとして。埋めるのか、燃やすのか、その辺まで計画は行っているのか、それ一つと。

調整池について言うけれども、調整池の役目は果たしている。だけれども、住民からすれば、調整池あるんだけれども、何でこんなざぶざぶになっているのって、そういう判断しているの。調整池としての役目を果たしてないんでないかと、そういう見方を住民はしているわけ。だって、うちから出られない、長靴履いて出てくる、そういうような状況なので、調整池の役割はまずそういう団地、公営住宅の団地、そこら辺を具体的に見直ししてやるべきだと思うし、あと毎年同じ場所が壊れているというのは、もうちょっとプラスアルファの工事をね、附帯工事をして、本当に農地などに落ちてこないような施工をしないと、毎年やられて毎年文句言われる。もうちょっとやり方を考える必要がある。それでなければ、毎年同じことをやって毎年金を投げるようなもんだ。そういうやり方ではな

くて、ある程度災害に耐えられるような施工方法を検討するべきだと思うんですけども、その辺について伺います。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） まず、1点目の集めた稲わらをどう処分するのかということなんですけれども、今回の台風の関係の粗大ごみについては亙理名取共立衛生処理組合のほうで処分をしていただくということで協議が調っておりまして、町といたしましては稲わらについてもできれば亙理名取共立衛生処理組合の施設のほうで処分をできればと考えているところなんですけれども、ただ組合のほうでも現時点で構成する2市2町でどのくらいの稲わらが発生するのか把握できない状況なので、その数量が把握できた時点で組合の施設で処理可能かどうか、これを構成市町と一緒に協議をするということにしておりますので、そちらについては量が把握でき次第、組合のほうと協議をするという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ほ場から出た稲わらにつきましては、集積所にどうしてもやむを得ず持っていく方もいらっしゃいますし、もう一つといたしましては、現地のほ場で堆肥化を図って有機資源として利用したいということで、そういうのを農協と今現在町のほうで農家のほうにそういうすき込みのほうでやっていただけないでしょうかというようなことで、今週末18日に住民説明会も開催するというような運びとなっております、農地のほ場のその稲わらの処理としては現在国から示されているのが、集積所にやむを得ず持っていく方、もう一つは現地のほ場でそれを資源として再利用して現地にすき込む方法と、この2種類が現在国から示されている補助メニューとなっておりますので、町といたしましてはできる限り現地の有機資源のほうで活用していただきたいという方法も今後ご提案しまして、次回の議会でその予算化する運びとなっておりますが、ようやく先日国のほうからそういう方向性が示されたということで、現在集積所に持っていく方法と、あと現地のほ場ですき込みをする方法という2本立てで現在進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 同じ箇所の被災につきましては、吉田地区につきましては、

かなり上流のほうから土砂が流れてくるということがございまして、土砂をためる貯留施設的なものを検討するなり、あと水路の線形を見直すとか、横断物の口径を、大きさを考えると、そちらのほうの検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 調整池の関係でございすけれども、冠水しているという実情が確かにございます。そちらのほう、排水先の関係もございすけれども、どのように対策をして冠水が防げるかということは今後検証していきながら、やれるものを探していきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今、稲わらのことを、やり方は堆肥に使うと、あともう一つは組合のほうに搬入する処置と2つ検討しているというようなことだけれども、実際、組合で処理能力からして2市2町の組合がね、対応できるかできないかというの、まだこれははっきりわからないんだと思うのね。そのやり方がはっきりしないで予算は組んで補正予算で組んで出てきているけれども、その辺の積算の仕方はどうやって積算したのかということ一つね。

あと、都市建設課の課長は、水路の幅、または横断、そういう面で拡張してこの対応をするというような話ですけれども、ぜひこれをやってもらいたいんだよね。毎年同じ箇所が切れているということになっているから、やり方が悪いのかと、みんな周りの住民は、その関係者は思っているわけだ。ぜひこういうものの対応を考えて、もうちょっと毎年ならないような、文句の言われぬような工事施工をやっていただきたいとこれは思います。要望しておきます。

あと、調整池はどうにもならないというような話だけれども、やっぱり将来的なことを考えればね、この水路のどういう水系に流すか、その辺のことも全体的な計画として立てておかないと、毎年文句ばかり言われる。だから、排水先がどうだあだではなくて、排水先は土地改良とかいろんなのと協議して、たまらないような方法まで将来考えていかないと、いつまでたっても同じことだよ、これ、イタチごっこ。そういうことを将来的に計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 稲わら関係なんです、今回稲わらで予算計上させて提案させていただいたのは、現地の集積所のその管理の委託料でございます。先ほど説明いたしました集積に係る農家負担、それともう一つの方法のすき込みの作業のほう、こちらは今現在、その各実行組合か営農組合になるかわかりませんが、そちらのほうから皆様のその作業の内訳、このぐらい集積所に何立米運びます、うちの田んぼに、うちの集落の何十町歩にすき込みますというのを取りまとめて、これから取りまとめしますので、一応そこからはその事業費が固まるかと思えます。

なお、今回その2つの方法とする予算に関しましては次の議会で計上する運びとなっております、今回はあくまでも取り急ぎ、もう農家が困って現地でも邪魔になると、どうかしてもう出したいという方々に対応するために、今回一時仮置き場としてのそちらの集積所の管理料ということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 17ページの今の稲わらの処理の件でございます。

すき込みできるものについてはすき込みというふうな回覧が回っているわけですが、農水・環境省のホームページですと、集積所に搬入した場合に補助金が出ると、すき込みの場合は補助金が今のところないということでございますが、このすき込みとすき込みできない判定、例えば農家の方はユンボを頼んですき込みをやっている方も、もう営農再開に向けてやっている方もいるわけですよ。何かこれを見ますと、有志らでつくるその収集チーム、それをつくって集積所に運ぶということなんですけれども、個人でやった場合にその辺の対応はどうか、まずお聞きしたいと思います。

あと、もう一つ、その下の稲わらの攪拌機導入支援事業補助金400万円でございますけれども、多分大体40万円くらいだから、1台ね、10台ぐらいかなというふうに思うんですけれども、その内容についてちょっとお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 初めに、すき込み関係とあとその搬入の関係でございますが、現在、今佐藤議員言われたとおり、ただのすき込みは補助の対象ではないということは当初から発表されておりました。そこで、今回こちらとしましても、有機資材の再利用が一番営農に合っているということを強く国のほうに働きかけましたら、ただのすき込みではなく、すき込みの際にその稲わらを早熟に堆肥化させる腐熟促進剤、こちらを同時にすき込めば、有機資源の有効の土づくりのほ場整備というふうな観点で捉えられるので、そちらだったら該当になると、補助に対象になるという返事はいただいておりますので、ですので今現在国で示している搬入すれば1立米当たり5,000円、そして、先ほど言ったすき込みをした方には10アール当たり1万円というような額は国から示されておりますので、その額を現在今度の説明会で皆様に説明いたしまして、この事業の理解をいただきたいと考えております。

次に、稲わらの攪拌機でございますが、こちらは現在考えているのは1台当たり40万円ぐらいだというふうに伺っております、各営農組合でも既に持っている方、もちろん畜産農家の方も持っている方いらっしゃいます。そして、ほ場ですき込みをする際にこういうふうに散らかす機具がどうしても必要だということ、現在20台の購入を予定しております。そのうちの2分の1を補助すると、全額ではなく町として2分の1を補助するという形で現在この事業を考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） わかりました。20台購入の2分の1ということでの対応でございますけれども、この例えば集団、営農組合なんかで手を挙げた場合には、この補助の対象になるということでもいいわけですね。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 申しわけありません。若干答弁が漏れていたようなんですが、今現在町として考えておりますのは、各集落ごとの実行組合、もしくは営農組合の方々にお願いしたいというのがまず基本でございます。そのほかにも法人を設立している方ももちろんその対象者ということで、そして最後に、個人で大きくやっている方の実行組合とか営農組合に属さず1人で大きくされている、個

人でやっている方もいらっしゃいますが、その方も対象にするということで、基本的には全農家を対象にすると。ただし、その作業につきましてもできるだけ営農組合、実行組合で法人の方々は取り組んでくださいというふうに今後お願いしていくということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 今から再開に向けて早目にやっている方等々いるわけですね。情報が後々出てきているわけですよ。自分で購入してやっている方もおりますし、リースをしてやっている方もおります。やはり、その辺の早急なPRというか情報提出、その辺あたりをね、農家の方々が迷っているところがあるんです、この稲わらの処理については。その辺十分やっていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今、ご質問のあったとおり、こちらは毎日のように問い合わせ等たくさん来ております。ですので、国の新しい情報が入り次第、その都度その都度皆様方には大事なときには説明会を開催するように心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 15ページの災害救助経費の中で、住宅応急修理業務委託料が350万円あります、計上されていますけれども、床上が5件あったということで、そういった方々の修理業務委託なのかどうか、これをちょっとお聞きしたい。それで、これは何件分で入っているのかどうか。

それから、もう一つ、江下の戸建て住宅の件なんですけれども、大雨が降るとトイレの流れが逆流するというところが数軒あります。あれは戸建て住宅、南側のほうから。その件について、その後どのような改良をされたのかどうか、それともされていないのかどうか、それをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 住宅の応急修理制度につきましては、対象が全壊の住宅、または大規模半壊、半壊、または一部損壊のような住宅が対象となりまして、今回災害救助費の委託料、住宅応急修理業務委託料ということで積算しておりますのは、

半壊が1件で、半壊につきましては上限額59万5,000円となっておりますので、半壊1件、それと準半壊につきまして10件、準半壊につきましては30万円が上限となっておりますので、それが10件、合わせますと359万5,000円というようなことで積算をしているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、江下の戸建て住宅関連なんですけれども、2年前ですかね、2年前にも大雨がございました。その際からのまず経緯というので、何が変わっているかということについてですけれども、いわゆる構造的なものについては何ら変化はございません。というのは、前もお話ししたとおり、下水道に関しましては、岩沼の処理場に阿武隈橋を通りましてポンプで圧縮をしているという状況でございます。大雨で冠水時におきまして一部雨水が流入、その汚水の管理ですね、一部汚水が流入しまして、そのポンプの能力、あるいは処理場の能力を超えている状態が出てきております。雨が降った際には、当然そのポンプ場を管理しています県のほうに逐一こちらでも電話をかけたして、ポンプの能力を上げてくれというお話はしているんですけれども、何分亘理だけではありません、岩沼、それから名取、あるいは仙台市からの水も来ている状態が起きておりまして、なかなか対応できない状態が続いているということもあります。その際には、今ですとメールあるいは放送で節水に心がけてくださいというところで、3回ですかね、25、26も含めると6回ほど、放送あるいはメールで皆様にはお知らせしているというような状況でございます。構造的なものについては今のところ改修できるという状態ではありません。県のほうの処理場、それからその県の体制に対して再三再四要望しているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） といいますと、今現在大雨が降る、この間の台風もそうですけれども、簡易トイレを買ってきていると。それから、あとは息子さん夫婦のところ泊まりに行くと。結局、逆流するんですね。トイレ使えないためにということをおっしゃっていました。それから、もう一人は仙台に行ったという方もいらっしゃいました、ご夫婦で。そういった形で、大雨が降るたびにこういった状況でこう

いうことをしなければいけないのかということと言われましたので、ぜひこれはやはり町のほうで、以前町長にもお話ししましたが、何百億とかかるというようなお話いただきました。それはもう重々私もわかりますけれども、やはりこういう状況だということを入れていただきまして、少しでも早くこのトイレを改善していただければと思うんですけども、答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 先ほども申しましたとおり、この状況については当然当事者の方から、あるいは近くの方からも電話で連絡いただいております。どういう状況かということも把握しております。だからとって、先ほども申しましたとおり、構造的なちょっと改善がなかなかできないものです。先ほどの繰り返しになりますけれども、処理場のほうとの連絡を密にとりまして対応していくということが今の現状でございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第18 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））

議長（佐藤 實君） 日程第18、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件

を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、令和元年10月15日に、令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

4ページをお開きください。

専決処分書でございますが、令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害関連事業の実施に当たり補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたしますので、別冊の令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）をご準備願います。

1ページをお開きください。

令和元年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,857万9,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項2目維持管理費において、台風19号の影響により、荒浜雨水ポンプ場沈砂池の土砂、それから中央第14号雨水幹線、これにつきましては、南町地区の雨水路です、松栗川の下流部に当たりまして、その堆積土砂のしゅんせつ業務、ほか水路の土砂しゅんせつ、それから清掃の委託費としまして2,500万円を追加補正するものでございます。

次に、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金2,500万円の追加補正ですが、一般会計からの繰入金
の増額というところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたし
ます。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号 専決処分の承認を求め
ることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第19 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和
元年度亘理町介護保険特別会計補正予算
（第3号））

議長（佐藤 實君） 日程第19、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、承認第10号についてご説明いたしますので、議案書5
ページをお開き願います。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。令和元年10月15日、令和元
年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第
1項の規定により別紙のとおり専決処分しました。よって、同条第3項の規定に
よりその承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては6ページとなります。

専決処分書。令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害対応業務の実施に当たり補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊でお配りの令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思います。

まず、初めに1ページをお開きください。

令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億618万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費としまして86万8,000円の追加及び4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費14万円の追加ですが、これはどちらも一般会計同様、台風19号の災害対応に係る職員の時間外手当を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入、8ページをお開きください。

歳入ですが、8款1項4目事務費繰入金につきましては、先ほどの歳出の財源といたしまして、歳出と同額の100万8,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 職員手当と申しましたけれども、介護保険適用の職員手当でこの残業代を出すというのはどういう状況の業務だったのか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まずは、この介護特会から給料が出ているのは5名おります。その職員は、やはり台風19号の災害対応というようなことで、福祉課職員として災害救助法適用されましたので、そちらのほうの業務と一緒に当たったということ

で、高齢者支援班だから、介護の職員だからということではなくて、台風の災害の対応業務に当たったというようなことでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第20 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

議長（佐藤 實君） 日程第20、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））についてご説明いたします。

議案書は7ページをお開き願います。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて。令和元年10月15日、令和元年度互理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3

項の規定によりその承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書 8 ページになります。

令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害対応業務の実施に当たり補正予算の必要が生じたので、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）をご準備ください。

初めに、1 ページをお開き願います。

令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億5,157万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出よりご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、令和元年10月12日から13日にかけて接近した台風19号の影響による災害対応業務の実施に当たり、1 款 1 項 1 目一般管理費において、職員手当等12万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、3 款 1 項 1 目の事務費繰入金でございますが、歳出が人件費でありますので、後期高齢者医療特別会計の性質上、一般会計からの繰入金として、歳出補正と同額12万6,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第21 報告第25号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第25号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、報告第25号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の9ページをお開き願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。今回の専決処分につきましては、令和元年10月17日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の10ページをごらんください。専決処分書になります。

専決処分書。平成30年度亘理町立亘理小学校空調設備改修工事（繰越）について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

それでは、概要につきましてご説明いたしますので、11ページの資料をごらんください。

改めまして、工事名につきましては、平成30年度亘理町立亘理小学校空調設備改修工事（繰越）です。

変更契約年月日が、令和元年10月17日。

請負金額は、変更後金額が4,859万5,800円であり、220万7,700円の減額になります。

なお、契約の相手方は、株式会社大光電気でございます。

本工事につきましては、国の交付金を活用し、町内の小中学校の普通教室に空調設備を整備するものでございます。

今回の変更につきましては、現場精査の結果、5の工事概要に記載のとおり、ステンレス製露出配管接続ボックス及び金属製電線保護管の一部をケーブルラックに変更し、管路の立ち上げ位置を本校舎中央から本校舎の東側に変更することなどで、メタルモールを含めたそれぞれの数量を大幅に減らすことができたことから今回の減額となったものでございます。

最後に、工期になりますけれども、令和元年11月30日までとしていたものを、令和元年10月30日に短縮するものでございます。

工事施工箇所等につきましては、12ページ以降の平面図を参照願います。

以上で、報告第25号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第25号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査について付することに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審査は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年11月第1回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時47分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 一雄

署名議員 鈴木 邦彦